管理コード	要望事項（事項名）	該当法令等	制度の現状	総合特区・関連特区・国際戦略港湾・特例等の番号・名称	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の再意見	「措置の内容」の再意見	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	「措置の分類」の再意見	「措置の内容」の再意見	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	プロジェクト名	管理法人等番号・項目	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係府省庁
0420010	認可地縁団体の認可要件の緩和	地方自治法第260条の２	認可地縁団体は、地域的な共同活動のための不動産及び不動産に関する権利等を保有するために市町村長の認可を受け、目的の範囲内で権利を有し、義務を負うことなる地縁による団体を指しており、認可は次の４条件に該当するものについて行う。 1)その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等及び地域社会の維持及び形成に資する地縁的な共同活動を行うことを目的とし、現にその活動を行っていると認められること。 2)その区域が、住民にとって客観的に明らかなものとして定められていること。 3)その区域に住所を有するすべての個人は、構成員となることができるものとし、その相当数の者が現に構成員となっていること。 4)規約を定めていること。		市が、地方自治法に定める「地縁による団体」の認可を行う場合には、その目的が不動産保有等に関われることと、構成員は住所を有することなどが認可要件となっているが、市が条例（例「名張市地域づくり組織条例」）で定めた場合には、認可要件にかかわらず「認可地縁団体」として認可が可能とする。 また、付随して、条例で定めた組織については、「地縁による団体」の認可申請時の要件となっている構成員名簿の添付を免除する。	名張市では、地域組織や市民活動団体をはじめ多様な主体が対等な関係のもと、まちづくり活動への参画と運営により、みんなで支えあう社会「新しい公」の推進を図っている。 このうち地域組織は、最規的コミュニティ（自治会や区）を包括した概ねの学校区を単位とする市内15の地域組織を、「名張市地域づくり組織条例」に基づく「地域づくり組織」として位置付けている。 この「地域づくり組織」は、行政との協働による地域主権・市民主権の社会を目指した地域づくりを進めて、ラインマサポート事業やコミュニティバスの運営などを地域のコミュニティ事業などの取組みを行っている。 しかし、組織の役員や代表者にとっては、銀行口座の開設や契約締結に際し個人名義でしかできないため、個人責任が大きくなっていることや、新たなコミュニティ事業の展開、地域づくり活動の活性化を図るためにも社会的信用を高める必要があるなどのことから、「地域づくり組織」の法人格取得が急務となっている。 法人格取得の方法には、一般社団法人やNPO法人などの取得方法があるが、「地域づくり組織」の性格から、地域の全住民を構成員にする必要があることや、不動産を保有しないまちづくり活動が主目的であることなどから、法人化の方法としては、地方自治法に定める「認可地縁団体」の認可要件が緩和されれば、前述の課題が解決できるのではないかと考えている。 なお、認可する対象団体の範囲を無制限に広めないために、市が地域の実情に沿った所要の要件等を条例（例「名張市地域づくり組織条例」）により定めた場合にのみ「認可地縁団体」として認可が可能とする。	C（一部D）	－	認可地縁団体に対し、法人格を付与する目的は、団体の保有する不動産等の団体名義での登記を可能にし、財産保有上の制約を除くことにある。 地方自治法第260条の2に規定される市町村長から認可を受けた地縁による団体に対し、法人格を付与する目的は、団体の保有する不動産等の団体名義での登記を可能にし、財産保有上の制約を除くことにある。すなわち、不動産をもたずに組織された自治会に市町村長が認可し、法人格を付与することは目的に合致せず、認められない。 また、「新しいコミュニティのあり方に関する研究会報告書」に記述されている新たな法人制度の検討の方向性については、現時点では未定であるが、引き続き検討してまいりたい。	地域コミュニティを法人化するには地方自治法20条の7の「不動産又は不動産に関する権利等を保有するための目的」についても条件緩和が必要と考えます。この点についてもご回答をお願いします。 「新しいコミュニティのあり方に関する研究会報告書」でも、法人化等の新たな制度設計の方向性が示されているように、当市の住民自治力の強化には、自治会、区等地縁団体を基点とした「地域づくり組織」の早急な法人化が求められています。 一般社団法人やNPO法人化の検討も行いましたが、いずれも地域コミュニティが経済活動を行うことを前提とした法人ではないなど、現行法制度では、地方自治法に基づく地縁法人化がふさわしいと考えています。	右提案者からの意見及び補足資料を踏まえ、「不動産又は不動産に関する権利等を保有するための目的」の再検討を要請する。 「新しいコミュニティのあり方に関する研究会報告書」では、「地域づくり組織」の早急な法人化が求められていることから、当市の住民自治力の強化には、自治会、区等地縁団体を基点とした「地域づくり組織」の法人格取得が急務となっている。 一般社団法人やNPO法人などの資格について所管省庁に問われたい。	C（一部D）	－	「財産保有上の制約を除くことを目的に創設された制度であり、不動産又は不動産に関する権利等を保有するための目的がない場合に、法人格を付与することは、認められない」という回答であるが、コミュニティビジネスなども進んでいるなか、本件では、コミュニティバスの運行などにおいて動産（車両）の登録が必要となっている現状がある。今後、こうした動産による財産保有上の制約も考えられるが、認可要件の「不動産又は不動産に関する権利等の保有」について、「地域的な共同活動に資する資産であって、登録を要する資産と解釈することはできない」旨を明確にされたい。		1002010	名張市	三重県	総務省
0420020	一定の規模、能力を備えた道府県を「政令県」として指定し、国の出先機関の権限を移譲する制度の創設	地方自治法 （第252条の19（指定都市の権能）と同様の制度を、道府県を対象にした規定として新設）	○地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号） （指定都市の権能） 第二百五十一条の十九　政令で指定する人口五十万以上の市（以下「指定都市」という。）は、次に掲げる事務のうち都道府県が法律又はこれに基づく政令の定めるところにより処理することとされているものの全部又は一部で政令で定めるものを、政令で定めるところにより、処理することができる。 一　児童福祉に関する事務 二　民生委員に関する事務 三　身体障害者の福祉に関する事務 四　生活保護に関する事務 五　行旅病人及び行旅死亡人の取扱に関する事務 五の二　社会福祉事業に関する事務 五の三　知的障害者の福祉に関する事務 六　母子寡婦及び寡婦の福祉に関する事務 六の二　老人福祉に関する事務 七　母子保健に関する事務 八　障害者の自立支援に関する事務 九　食品衛生に関する事務 十　昭和二十五年法律第二百八十四号に規定する精神保健に関する事務 十の二　精神保健及び精神障害者の福祉に関する事務 十一　医療法に規定する病院、診療所及び助産所の開設に関する事務 十二　結核予防に関する事務 十三　性病予防に関する事務 十四　血液事業に関する事務 十五　薬物依存症者に関する事務 十六　指定都市の区域を処理する公法人で、法律又はこれに基づく政令の定めるところにより都道府県知事をして公衆衛生に関する事務を処理させる旨の定めがあるものとして都道府県知事をして公衆衛生に関する事務を処理させる旨の同意があつたものの区域を処理する公法人として

管理コード	要望事項（事項名）	該当法令等	制度の現状	総合特区・関連規定に係る規制の特例措置の番号・名称	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	「措置の分類」の再見直し	「措置の内容」の再見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	プロジェクト名	管理提案募集事項	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係府省庁
0420080	コンテナ型データセンターの消防法に関わる規制の緩和	消防法第17条第1項	消防用設備等（消火器具、屋内消火栓設備、自動火災報知設備等をいう。以下同じ。）については、防火対象物の規模、構造、用途に応じて、設置、維持しなければならない。 ※　防火対象物とは、山林又は舟車、船舶と岩しくは土頭に聳倒された船舶、建築物その他の工作物若しくはこれらに属するものをいう。		特区地域内に立地するコンテナ型データセンターに限っては、消火設備は自主設置扱いとする。	コンテナ型データセンターは、コスト抑えられることが大きな優位性となっており、海外企業を中心に採用されている。 これを国内に設置する場合は、消防法上の「防火対象物」に該当し、消防設備等の設置が義務づけられ、これによりコストが増えてしまい、データセンター立地の大きな障害となる。 よって、コンテナ型データセンターについては、手続きを簡素化して自主設置扱いとすれば、コンテナ型データセンターの立地促進・集積を実現できると考えられる。	D	－	コンテナが隣時かつ任意に移動できない状態にあり、建築物として扱われる場合には、消防法上の防火対象物となり、防火対象物の規模、構造等に応じ、消防用設備等を設置しなければならない例えば、一般の事務所等の場合、延べ面積300㎡以上で消火器具の設置が必要など）。 ただし、消防用設備等の設置単位は棟ごとを原則としているため、いわゆるコンテナ型データセンターについて、各コンテナが構造的に独立しており、かつ、その床面積が30㎡程度である場合には、消防用設備等の設置対象に該当しないことが一般的であると考えられる。 なお、複数のコンテナがダクトを用いて配線接続されているような場合であっても、各コンテナが構造的に独立しているのであれば、消防用設備等の設置単位はコンテナごとになることが一般的であると考えられる。	消防用設備等の設置単位は棟ごとを原則とする基準を示されたい。	B－1	Ⅳ	建築物である防火対象物の消防用設備等の設置単位は、特段の規定のない限り、敷地単位でなく、棟単位であることは、「消防用設備等の設置単位について」（昭和50年2月5日付け消防安第26号）により既に示している。 消防法規制の対象となる「防火対象物」とは、消防法第2条第2項において、「山林又は舟車、船舶と岩しくは土頭に聳倒された船舶、建築物その他の工作物の代表例とし」ていることから、建築物以外の工作物の消防用設備等の設置単位についても上記通知の考え方を踏まえ、消防機関において個別に判断されているところである。 これらを踏まえ、コンテナ型データセンターに係る当該取扱いについて運用の指針を明確化し、消防機関等に周知徹底を図ることとする。	B－1	Ⅳ		データセンター集積プロジェクト	1021030	青森県	青森県	総務省
0420090	認可地縁団体の通常総会の解釈の緩和	地方自治法第260条の13	認可地縁団体の代表者は、少なくとも毎年一回、構成員の通常総会を開かなければならないとされている。		地縁団体に係る地方自治法第260条の13、構成員の通常総会についての解釈の拡大	現在、新たな公共の担い手として、NPO法人、地縁団体及びその他の団体の活動が注目されている。本町では、高齢化の進行に伴い、特に山間部では限界集落と言われる集落も出てきている。そのため、集落が新たな公共の担い手になりにくい状況である。そこで、平成19年度に町内を地区に分け、住民自身が地域の自治を担う地域振興協議会、議会の議決を経て条例を制定し、設立した、同協議会では防災や福祉、産業、環境、コミュニティなど幅広い分野で、住民自ら的地域課題の解決に取り組み成果を上げるとともに、住民の自治意識も高まってきているところである。 設立から5年が経過した7つの地域振興協議会においては、近年、地域団体として法人格を取得する機運が高まってきている。この背景には、法人格を取得することで、土地・建物などを協議会で保有し、更なる活動の充実を目的する目的がある。具体的には、所有権が放置された空家を取得しデイサービスや子育て広場、農村体験を通じた交流・宿泊施設等に活用する計画があるためである。 そこで、本町においては地域振興協議会を町長の告示により地縁団体として認可し法人格を付与し、良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な公共同活動を行っていきたい、その場合、2. 000人規模の構成員で総会を開催することは現実てあるため、地縁団体の最高決議機関である総会を、協議会を構成する集落の代表である評議員からなる評議会に替えることが出来るよう、地縁団体に係る地方自治法第260条の13、構成員の通常総会についての解釈の拡大を提案する。	右提案者からの意見を踏まえ、地方自治法260条の13に規定される通常総会の開催を代表者による役員会に代替することができるか、また、すべての決議を役員会に委ねることができるか、再度検討し回答されたい。	今回、回答いただきました内容については、本町が提案した趣旨に対する回答となっておりませんでした。提案の要旨は、回答いただく内容を踏まえたうえで、「全ての案件において代表者による表決を可能とする」ということを認めていただけないかということです。提案理由に記載した本町の地域振興協議会の取り組みをご理解いただき、是非ご検討いただきたいと思います。また、今回、回答いただきました「実務上の執行に関する事項等を役員会に委ねることについて、委ねることが出来る内容（項目）についても併せてご教示いただければ幸いです。	C（一部D）	－	認可地縁団体の制度は、自治会、町内会を想定して創設されたものであり、地方自治法260条の16により地縁団体の事務は規約をもって代表者その他の役員に委任したものを除くほか、全て総会の議決によるものとされている。 自治法第260条の16により地縁団体の事務は規約をもって代表者その他の役員に委任したものを除くほか、全て総会の議決によるものとされている。 なお、保有財産の処理や団体の解散議決等、当該団体の本質的な部分を左右する事項を除き、構成員の利害にさほど影響ない事項までも総会で決めることは非効率であることから、総会での同意を前提に、軽微な予算の執行等の実務上の執行など一定の事項を役員会に委ねることが出来る旨を規約に明記しておくことが必要となる。 ※詳細は、「補足資料」に記載。	右提案者からの意見及び補足資料の内容を踏まえ、再度検討し回答された。	再検討要請に対する回答では、「総会は、役員会等の機関によって代替することはできず、本来あらゆる決定は総会で決定されるべきものということであったが、本町の地域振興協議会における「評議会」は、規約も規定するように、各集落住民の民意を反映する責務を担う評議員（各集落の代表）で構成され、総会と同等の機能を持つものといえる。 こうした点をご理解いただき、地縁団体の認可の取扱いについて、本町の地域振興協議会における評議会をもって総会（通常総会含む）を開催したとできるとともに、全ての決議を評議会に委ねることができる旨の特例を認めていただきたく、再度検討をお願いする。 ※詳細は、「補足資料」に記載。	C（一部D）	－			1027010	南部町	鳥取県	総務省
0420100	コンテナ型データセンターに係る建築基準法及び消防法の緩和	消防法第17条第1項	消防用設備等（消火器具、屋内消火栓設備、自動火災報知設備等をいう。以下同じ。）については、防火対象物の規模、構造、用途に応じて、設置、維持しなければならない。 ※　防火対象物とは、山林又は舟車、船舶と岩しくは土頭に聳倒された船舶、建築物その他の工作物若しくはこれらに属するものをいう。		コンテナ型データセンターを建築物扱いしない ②①が建築物扱いとなる場合、コンテナ型データセンター設置にあたっての建築確認申請を免除あるいは簡素化する ③コンテナ型データセンターの火災警報や消火装置の設置を不要とする	【実施内容】 ①コンテナ型データセンターを建築物扱いしない ②①が建築物扱いとなる場合、コンテナ型データセンター設置にあたっての建築確認申請を免除あるいは簡素化する ③コンテナ型データセンターの火災警報や消火装置の設置を不要とする 【提案理由】 数が国産業の国際的な競争力維持のためには、クラウドコンピューティングの進展等に対応できる、より大型でコストメリットがあるデータセンターの国内立地が必要である。 しかし、移設・増設が見込たれの近年注目されているコンテナ型データセンターを設置する場合、わが国の現行制度ではコンテナが建築物とみなされるため建築確認申請や消防法の設置義務が課され、迅速な設置を妨げている。 茨城県は電力移出県であり、安価で安定した電力を供給できると、首都圏に近接し交通アクセスも優れていること、活断層がない安定した地盤の上に企業の多様なニーズに適合する安価な実務用地が数多く存在するなど、国内有数のデータセンター適地といえ、法の趣旨に沿った安全確認ができる一定の要件を満たす用地への立地については、上述の規制緩和を見直すことにより、データセンターの効率的な集積が図られる。 【代替措置】 ・コンテナ型データセンターは、常時遠隔監視されていることメンテナンス時を除き人が近づかないこと ・設置場所は強固な地盤の上に整然と整備され、周辺を緩衝帯で囲った用地であること		D	－	コンテナが隣時かつ任意に移動できない状態にあり、建築物として扱われる場合には、消防法上の防火対象物となり、防火対象物の規模、構造等に応じ、消防用設備等を設置しなければならない例えば、一般の事務所等の場合、延べ面積300㎡以上で消火器具の設置が必要など）。 ただし、消防用設備等の設置単位は棟ごとを原則としているため、いわゆるコンテナ型データセンターについて、各コンテナが構造的に独立しており、かつ、その床面積が30㎡程度である場合には、消防用設備等の設置対象に該当しないことが一般的であると考えられる。 なお、複数のコンテナがダクトを用いて配線接続されているような場合であっても、各コンテナが構造的に独立しているのであれば、消防用設備等の設置単位はコンテナごになることが一般的であると考えられる。	消防用設備等の設置単位は棟ごとを原則とする基準を示されたい。	B－1	Ⅳ	建築物である防火対象物の消防用設備等の設置単位は、特段の規定のない限り、敷地単位でなく、棟単位であることは、「消防用設備等の設置単位について」（昭和50年2月5日付け消防安第26号）により既に示している。 消防法規制の対象となる「防火対象物」とは、消防法第2条第2項において、「山林又は舟車、船舶と岩しくは土頭に聳倒された船舶、建築物その他の工作物の代表例とし」ていることから、建築物以外の工作物の消防用設備等の設置単位についても上記通知の考え方を踏まえ、消防機関において個別に判断されているところである。 これらを踏まえ、コンテナ型データセンターに係る当該取扱いについて運用の指針を明確化し、消防機関等に周知徹底を図ることとする。	B－1	Ⅳ			1029010	茨城県	茨城県	総務省 国土交通省
0420110	セルフ式スタンドにおいて給油可能となる条件の明確化	危険物の規制に関する政令第17条第5項 危険物の規制に関する規則第28条の2の4	顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所（セルフ式ガソリンスタンド）は、顧客に自ら自動車又は原動機付自転車に給油させることができる施設とする。		現在セルフ式ガソリンスタンドでは、車両以外への給油は認められていないが、なぜ認められないのか判断基準が明確に示されていない。そこで、給油が可能となる判断基準を明確化する。	これまで、セルフ式スタンドにおいて、車両以外、例えば水上バイクについても給油することが可能となるよう、給油が可能となる判断基準について明確化していただけるよう提案をさせていただいてきましたが、論点がかみ合わず、納得する回答を得られていないのが現状です。 そこで今一度、誤もがわかるように、セルフ式スタンドにおいて、顧客自ら給油することが可能となる基準を明確化するよう提案いたします。 また、次に掲げるものをトレーラーに搭載し、セルフ式スタンドで給油が可能か否かについても二回答ください。なお、回答にあたっては、それぞれ回答いただき、なぜそのような判断となったのかについても併せてご回答ください。 ①高工作機械2号電機工芝ガソリ機ネンバー無モトクロスバイク②ナンバー有モトクロスバイク③ポケットバイク④水上バイク	構造改革特区（第16次）提案の際に既に回答したとおり、セルフ式ガソリンスタンドにおいて、自動車又は原動機付自転車以外への給油が可能となる判断基準は、現在認められている車両への給油と比較して、その行為自体が、同等以上の安全性を有していると認められる場合である。具体的には、（ア）セルフ式ガソリンスタンドにおいて、車両への給油を想定して設けられているセルフ式ガソリンスタンド側の安全対策が、車両以外の機器へ給油する場合にも有効に機能することについて（イ）給油を受ける側に起因する火災危険性が車両の場合と比較して増大しないことが確認されると必要がある。 また、セルフ式ガソリンスタンドにおいて、提案理由にあるトレーラーに搭載した状態でのホ上バイク等への顧客自らが行う給油については、上記判断基準を満足しない限り認められない。	右提案者の意見を踏まえ、現状セルフスタンドでの給油が認められない乗り物等について、給油を可能にするためにクリアすべき要件とその実施主体を示すとともに、セルフ式ガソリンスタンドにおける①～⑦をトレーラーに搭載した状態での給油の可否とその理由を明示されたい。	私が求めている回答を頂けませんでしたので、意見申し上げます。 私が求めている基準の明確化とは、給油ができる、できないではなく、どのような判断基準、データに基づいて給油が可能になっているかの基準を明確化することです。 つまり、安全対策が有効に機能することの基準、火災の危険性が増大しない具体的な数値をお示いただきたいのです。 また、後せて回答をお願いした①～⑦をトレーラーに搭載した状態での給油の可否とその理由を明示されたい。 よろしくお願いいたします。	C	－	水上バイクへの給油が可能となる判断基準として示した（ア）、（イ）について、具体的には次の事項がある。 （ア）セルフ式ガソリンスタンドにおいて、自動車への給油を想定して設けられているセルフ式ガソリンスタンド側の安全対策が、自動車以外の機器へ給油する場合にも有効に機能することについて a 給油ノズルに手動開閉装置を開放状態で固定する装置を備えている場合 (a) 給油ノズルが自動車の燃料タンクの給油口から脱落した場合に自動的に停止する装置 (b) 可燃性蒸気回収装置 (c) 給油ノズルに設けられている給油ノズルの流量停止装置 （d）危険物が噴出した場合の飛散防止措置以上の安全対策が、自動車の給油口とは形態が異なる水上バイクの給油口への給油の場合にも、有効に機能すること。 b 給油ノズルに手動開閉装置を開放状態で固定する装置を備えていない場合 (a)給油ノズルの流量停止装置 (b)危険物が噴出した場合の飛散防止措置以上の安全対策が、自動車の給油口とは形態が異なる水上バイクの給油口への給油の場合にも、有効に機能すること。 （イ）給油を受ける側に起因する火災危険性が自動車の場合と比較して増大しないこと (a) 給油中に給油口から可燃性蒸気が放出された場合に、当該蒸気が滞留しない状態となっていること。 (b) 給油中において、静電気が帯電しない、又は有効に静電気を取り除くことができる場により、静電気火花による火災危険性がないこと。 セルフ式ガソリンスタンドにおいて水上バイクへの給油を可能とするためには、上記の判断基準について、現在認められている自動車への給油の際の火災発生及び拡大危険性と比較して同等以上の安全性を有していることについて消防庁が検証し、消防法令改正（省令改正）が必要である。しかし、消防庁で一部の水上バイクについて試験的に確認したところ、水上バイクのボディがガラス繊維強化プラスチック（総鍵体）で造られており、トレーラーに搭載した水上バイクは静電気が発生しやすいことが判明したため、現状では認められない。 ①から⑦をトレーラーに搭載した状態での給油は、トレーラーに搭載した状態が明確でないため、今回の情報だけでは判断することはできないが、通常行われる自動車への給油の場合と比較して、上記（ア）、（イ）を満足することが検証できれば、消防法令改正（省令改正が必要）を行うことで可能となる。	C	－	消防庁によって確認が行われたということですが、安全性等について検討をするのであれば、回答は「F」ぬ。特区制度の中でちゃんと検証してくださるようお願いいたします。今回の回答のままでは、具体的な検討内容、何が問題であったのか詳細がわかりません。特区として検証して、提案者へその結果を開示してください。また、提案となりますが、今回の回答ではトレーラーに搭載したいくつかのものについて全てセルフスタンドでは給油が認められないというようでしたが、関連はないのでしょうか。関連ない場合は、これらにセルフスタンドで給油できないようにさせる全てのセルフスタンドで規制しているようにさせて関連はないでしょうか。	右提案者からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	C	－	本件について特区制度で検証すべきとの意見であるが、再検討要請時の回答で示した判断基準（以下「判断基準」という。）を満足していないことが判明したことから、特区制度を用いて検証することは適当でない。具体的には、トレーラーに搭載した水上バイクを当該トレーラーの間の抵抗値を測定したところ、数千MΩ以上の抵抗値を有していることが確認され、静電気が発生しやすいことが判明したところである。 なお、今後、静電気対策等について、新たな安全対策を施すことにより、判断基準を満足することが可能な状況になるのであれば、それを具体的にお示しいただきたい。消防庁としては、上記対策を含めて判断基準を満足する可能性があることが明確になれば、必要な検討を行うことは可能である。 また、セルフスタンドにおけるトレーラーに搭載した状態での給油の可否は、トレーラーに搭載した状態が明確でないため、今回の情報だけでは判断することができないが、再検討要請時の回答でも示したように判断基準を満足しない限り認められないものである。なお、その理由を明確にした上で、仮に判断基準を満足する可能性があることが明確になれば、必要な検討を行うことは可能である。		1043011	個人	埼玉県	総務省
0420120	防災基盤整備事業における消防団配備の小型動力ポンプ積載車の全国標準緩装仕様の標準化	平成22年度地方優同意等基準（平成22年総務省各市宗第133号） 平成22年度地方優同意等基準運用要綱	消防防災施設の整備に関する事業で、当該事業が実施される都道府県又は市町村の地域防災計画と整合性を図りつつ行う事業のなかで、消防団に配備する消防ポンプ自動車の購入について起債（防災対策事業債）を充当することができる。（購入する消防ポンプ自動車の仕様については指定していない。）		消防団による初期消火活動の機動性の向上を図るため、総務省消防庁防災基盤整備事業（初期消火資機材）において整備を図る消防団配備の小型動力ポンプ積載車の全国標準緩装仕様を標準化する。	【実施内容】 総務省消防庁防災基盤整備事業（初期消火資機材）において整備を図る消防団配備の小型動力ポンプ積載車の全国標準緩装仕様を標準化する。 【提案理由】 消防団による初期消火活動の機動性の向上を図るため、総務省消防庁の防災基盤整備事業により、その適合品と道路通送車両法等の安全基準適合品をもっての型動力ポンプ積載車の更新・増強配備をすすめているが、車両の積装率にあっては地域の特性などに応じて、フルオーダー或いはイージーオーダーによる受注生産方式となっている。一般既成車両と比較する と今回に時間を要し配備までの期間が長くなっており、その価格も非常に高額なものとなり厳しい財政状況の中で更新・増強配備が遅延している。市町村の単独一般財源で整備を図るものを除き、総務省消防庁の防災基盤整備事業により配備を図る車両の積装等にあっては、全国標準緩装仕様の標準化モデルを示すことにより、メーカー側においても低価格・短期間での供給が図られる。また、大規模災害時における応援出動においても全国的な緩装仕様であるならば、災害現場における使用取扱説明も簡易化できるとともに、相互に活用ができ、即応力が向上する。	C	－	消防団に配備される小型動力ポンプ積載車の緩装・仕様については、国が一律に基準を定めるのではなく、各市町村が気候、地勢、水利等の地域条件等を踏まえ、自ら判断されるべきものと考えているところ。 今後、緩装仕様の全国標準化へのニーズが高まるようであれば実態を踏まえた上で検討を行いたい。	C	－			C	－		見附市SmartWellnessCity構築プロジェクト	1047090	見附市	新潟県	総務省
0420130	固定資産税に係る家屋評価における、m単価方式の早期導入	地方税法第388条、403条、固定資産評価基準（総和39年1月28日自治省告示第3号）第２章第２節二及び三	地方税法では、固定資産税における固定資産の価格決定については、総務大臣が定める固定資産評価基準によって市町村長が行うものとされている。 家屋の価格決定に当たっての評価は、再建築価格方式によるものとし、固定資産評価基準は、新増分家屋の再建築費評点数の算出方法を「部分別による再建築費評点数の算出方法」及び「比準による再建築費評点数の算出方法」として規定している。		地方税法に定める固定資産評価基準について、木造専用住宅の家屋調査においては、現行の再建築価格でなくm単価方式を導入する。	【実施内容】 固定資産（木造専用住宅）の家屋評価においてm単価方式を導入する。 【提案理由】 現在採用されている再建築費価格方式は、評価者に建築構法や建築資材に関する一定の知識が必要とされ、再建築費評点数の算出課程においては家屋の構成資材や施工量を細々に把握して積算する必要があり、その業務量に値する効果が問われているところである。 これまで数次にわたり開催されている財団法人資産評価システム研究センターの「家屋に関する調査研究家員会」の報告では、簡素化、妥当性、公平性等いくつかの条件を付した「m単価方式」が最も妥当な方式として選択されており、さらに具体化に向けて調査研究が進められているところである。 当市の家屋調査の大半を占める木造専用住宅の多くは、評価基準上は「同種の資材・構法により建築されていることから、従来の方式を簡素合理化した「m単価方式」の導入は通ているものと考えられ、導入により、家屋調査事務の合理化だけでなく、調査時に立ち会いを要求される家屋所有者の負担軽減（調査時間の短縮）も期待できることから早期導入を望むものである。	右提案者の意見を踏まえ、「比準による再建築費評点数の算出方法」が規定されており、当該規定に基づき、市内に所在する木造家屋を構造、程度、規模等の別に区分して設定した標準木造家屋のm当たり単価を用いて家屋評価を行うことは、良市においても現状既に可能である。また、その実施によって、提案理由にある家屋調査事務の合理化及び家屋所有者の負担軽減（調査時間の短縮）を図ることは十分に可能であると考えている。 なお、総務省においても、現在m単価方式について研究しているところであるが、具体的な基準家屋等は、基本的に全国一律に同一のものを設定することが望ましいと考えている。	D	Ⅲ			D	Ⅲ		見附市SmartWellnessCity構築プロジェクト	1047110	見附市	新潟県	総務省

管理コード	要望事項（事項名）	該当法令等	制度の現状	総合特区・関連特区に係る規制の特例措置の番号・名称	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	「措置の分類」の再見直し	「措置の内容」の再見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	プロジェクト名	提案団体基本番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係府省庁
0420140	「国と民間企業との間の人事交流に関する法律」と同様な自治体版の制度創設				次の事項について、透明性・公開性を確保した公正な手続きのもとで行うための制度を創設する。 【交流派遣】 民間企業等に派遣された地方公務員が、派遣期間中、地方公務員の身分を保有しながら、民間企業等から給与をもらうことができるようにする。 【交流採用】 地方公共団体に、期間を定めて採用される民間企業等の社員が、不利益を被ることなく、公務員の身分を持って公務に従事できるようにする。 【人事委員会の関与】 人事交流に関して人事委員会が関与する範囲は、各地方公共団体が、状況に応じて定めるものとする。	社会情勢がめまぐるしく変化している現代において、民間企業が持つ市場ニーズの把握手法やブランド戦略、効率的な経営手法等を活かすとともに、民間企業から見た行政規制等の課題を把握することも等により、地域の実状に応じた行政経営を効果的かつ機動的に行っていくことが必要である。 (提案実現の支障となっている制約) 【交流派遣】 民間企業等からの要請に基づき、地方公務員を派遣する場合、地方公務員法第35条(職務に専念する義務)及び第38条(営利企業等の従事制限)が適用されるため、派遣先の民間企業等で業務に従事する地方公務員は、民間企業等から給料を受け取ることができない。 【交流採用】 ・任期付職員として採用される者は、地方公務員法が適用されることから、企業を離職しなければならない。 ・そのため、雇用保険が適用されないことなり、任期満了後に元の企業に復職しその後失業した場合はリスクが増大すること。また、派遣元の企業の退職金を適算するためには、派遣元企業の社内規則等を変更しなければならないことなど、採用される者に不利益が生じる。 ・そのような不利益が生じる任期付職員制度での採用は、民間企業の協力が得られにくい。 (具体的な実施内容) 【人事委員会の関与】 民間企業等との公務手続きや交流派遣される職員に関する派遣先企業との取決めの締結は、各任命権者で行うことと、人事委員会には、交流基準の策定等、人事交流の適正な実施を確保するための最小限の事務を処理することとするなど、各地方公共団体の状況に応じて、人事委員会が関与する範囲は、条例等で定めることとする。	D	I	ご提案は「国と民間企業との間の人事交流に関する法律」(以下、国の官民交流法という。)と同様な自治体版の制度創設のことであり、具体的には、①地方公共団体から民間企業へ地方公務員が派遣される場合、その派遣期間中、地方公務員の身分を保有しながら、民間企業等から給与をもらうことができるようにすること、②地方公共団体に、期間を定めて採用される民間企業等の社員が、不利益を被ることなく、公務員の身分を持って公務に従事できるようにすること、③人事交流に関して人事委員会が関与する範囲は、各地方公共団体が、状況に応じて定めるものとすること、の3点である。 地方公共団体における官民交流の実行形態については、国の官民交流法のように一律の制度を設けずとも、現行制度(①任期付任用の活用、②研修派遣の活用)を各地方公共団体の創意工夫により活用することで十分に対応できると考えるころ、それぞれの点について、以下のとおりお考えです。 ①について 国の官民交流法において、国から民間企業に派遣される場合、派遣先企業との間で労働契約を結ぶことから、給与は派遣先企業から支給されるが、この場合、派遣先企業において従事することが出来る業務は限定される。 一方、地方公共団体において研修派遣を活用する場合、公務として派遣されることから給与は派遣元の地方公共団体から支給されることとなるが、当該派遣職員が民間企業において研修するために従事する業務に制約はない。 貴県からのご提案の趣旨が、民間企業の効率的な経営手法を行政経営に取り入れることにあると理解されるところ、人事管理の実現が多種多様である地方公共団体においては、研修派遣を活用していただき、より柔軟な派遣を実施していただくべきではないかと考える。 ②について 国の官民交流法第20条には、民間から国に採用された交流採用職員について、交流元企業に対する給与等に関する事務をその職務とする官職を分担の交流元企業と密接な関係にあるものとして人事院規則で定める官職に就けてはならないことを規定している。これは、民間企業を退職して交流採用された者及び雇用関係を継続したまま交流採用された者双方への制約である。 したがって、官民交流法第2条第4項第2号に掲げる者である交流採用職員(以下「雇用継続交流採用職員」という。)と同等の提案を受けると仮定すると、国と同様に従事する者の出来る職の制限をすることになるものと考えられる。 一方、任期付任用を活用する場合、地方公共団体が一般職の任期付職員の採用に関する法律(以下、「任期付法」という。)の定める要件を満たす限りであれば、特段の制約は無い。 貴県からのご提案の趣旨が、民間企業の効率的な経営手法を行政経営に取り入れることにあると理解されるところ、人事管理の実情が多種多様である地方公共団体においては、任期付法を活用いただき、柔軟工夫を凝らした任用を実施していただくべきではないかと考える。 なお、活用法については、国の官民交流法の仕組みによる場合も社内規制等の変更をするなどの工夫をしていただくこととなり、官民交流の効果的な実施には官民双方の工夫と協力が必要となるものである。 ③について 人事委員会は、中立的かつ専門的な人事機関として、任命権者の任命権の行使をチェックする機能を有するものであり、その権限は地方公務員法第4条第1項に列挙されている。ご提案は、人事交流に関して人事委員会が関与する範囲について、条例等で定めることとするのことであるが、どういう状況を想定されているか不明であるため、検討は困難。 なお、任期付任用の活用及び研修派遣を活用する場合には、人事委員会の関与について、特段問題が生じる場面があるとは想定していないところ。	D	I									1048080	佐賀県	佐賀県	総務省 厚生労働省
0420160	特定の回路を用いた場合の無線デバイスの技術基準適合証明・認証の必要性の緩和	電波法第4条 電波法第38条の6 電波法第38条の7第3項	技術基準適合証明等を受けた旨表示された無線設備（適合表示無線設備）のみを使用する無線局については、免許不要等の措置を受けることができる。 技術基準適合証明の事業を行う者は、無線設備が技術基準に適合していると認めるときに限り証明を行う。 適合表示無線設備の変更の工事をしたものは、表示を除去しなければならず、表示が無されれば適合表示無線設備の特例措置を受けることができない。		特定の回路やチップを用いた場合の実証実験の際には、認証不要で無線デバイスを利用可能とすることを求める。	2.4GHz 等の ISM バンドを利用する小電力無線デバイスを構築する際には、現在は、技術基準適合証明・認証が必要となる。実証実験を繰り返す際にはセンサデバイスを再構築するたびに認証が必要となりコストが大きい。 無線設備は通常標準的な構成で利用しているため、毎回の検査は不要である。	D	－	既に無線モジュールについての認証取得が可能となっており、既に認証を取得した無線モジュールを組み込んだ機器については、再度認証を取得する必要はありません。		D	－										豊田市次世代地づくりプロジェクト	1052090	名古屋大学	愛知県	総務省
0420160	エコポイント宝くじ	・刑法(第185条、第187条) ・不当景品類及び不当表示防止法 ・信託法 ・当せん金付証票法	・富くじの発売、富くじ発売の取次ぎ、富くじの授受の禁止 ・経済の現状に即応して、当分の間、当せん金付証票の発売により、浮動購買力を吸収し、もつて地方財政資金の調達に資することを目的とする。		第16次経済改革特区に神市姫商事が取得済みのビジネス特許のスキームによって立案提出したビジネスモデルプランに対して関係4省の回答はすべて立法化以外に道無しとの回答であった。ゆえに各省の意向に沿うためにも立法化を図り、政府が求める地球温暖化防止および経済活性化を推進されたい。	①エコポイント宝くじ特別立法設立で地球温暖化を止めるCO2→25%削減は、日本が世界に対して約束したマニフェストである。よって世界共通の目的を達成するための大義名分のために立案、協議実行する基本となるものである。 ②エコポイントの集約化は経済活性化の活路となる 近代産業が急速に集約化する中に於いて、ポイント＆マイレージ部分については集約化が進んでいない。最大の原因は発注主体企業等がなるべく権利を行使しない期限付きで失権する事に外ならない。既況の経済界においては新しい形態のイノベーションの実施こそ事業発展のキーポイントとも言われている。財源なき政府経済施策においては、現在又は将来において1000ポイント単位のクーポン又はネット上において の決済等を通じて経済流通上にポイントを企業通貨として利用すれば、昨年より発行のグリーン家電エコポイント・エコカー補助金・住宅関連エコポイント等の合計は約9000億、専門業者の談によれば約4倍の3兆6000億の経済波及効果あり と断じられている。 ③現在政府が求めているものは、内需拡大の施策である 現在実行中の予算の中のポイント部分統一化を計る事によって、全国民に対してシンプルで分りやすく、新たな投影の経済力 が示された事となる。本事業の推進によって、企業各社もエコ協賛ポイントを発行する様になる。いずれにしても、国民に対して、夢と希望とロマンを与え、感動・感謝・スリルがロコミ広がり、国民の中へファンション的な経済思想を植えつけることが最大のテーマであると思う。	C	I	エコポイントの交換商品としては、環境配慮製品などを対象としているところである。地球温暖化防止や経済活性化という本提案の目的に照らせば、環境配慮製品そのものを交換商品とすれば足りるところであり、いたずらに幅広く対象を広げるものを交換商品とするための特別立法に特段の必要性は認められないと考える。		C	I										エコポイント宝くじ	1058100	神市姫商事、福井県商工会議所	福井県	総務省 法務省 経済産業省 国土交通省 環境省
0420176	ドクターカー業務における消防無線基地局間通信	電波法施行規則第3条第1項第1号、同項第5号、第4条第1項第1号及び同項第6号	互いの混信を排除しつつ周波数を節電するための国際的なルールとして、いずれの周波数帯についても、移動、固定、放送等といった無線通信の業務の形態が定められている。これら業務の形態に応じて、無線局についても、固定地点間での無線通信を行うための固定局、移動地点と固定地点間の無線通信を行うための陸上移動局及び基地局等の区別がなされているところである。 このうち基地局は、移動の業務に供する無線局であって、陸上移動局等との間で無線通信を行うものである。基地局相互間で無線通信を行う場合には、固定地点間の通信となることから、固定の業務に供する無線局としての免許を受けることを求めている。		病院内の消防無線基地局と周辺消防本部の消防無線基地局との間で、ドクターカー出動の案件に関する通信ができるようにする。	救急隊員を消防救急救急センターでは、平成20年道路交通法施行令の改正に伴って可能となった新型ドクターカーを開発消防本部との協動活動として運用している。当該が所年度に行った特区提案をきっかけに、今年、多治見市が病院内に消防無線基地局が開局した。当該では現基地局を新たに、現場に出動したドクターカーや各消防の救急隊、救助隊、指揮隊などへ病院から医学的アドバイスを一声送信して、有機的な医療活動を医療・消防が一体となって活動できるようになった。 しかし、この通信体系の中で病院内基地局と各消防本部基地局との直接通信については、基地局間通信にあたり法律上禁止されている。このため、業務に関する医療資源及び消防資源の情報を現場と病院及び各消防本部との間で無線による意志交換を行うことができない。 一部地域では、基地局と固定局のご電免許を得ることで消防本部基地局間の通信を解決しているようであるが、ご重免許を取得することは関係する各消防本部すべてに新たな経済的負担（公費負担）を通達にかけることになる。 本来、ドクターカー活動において消防無線のドクターカー移動局や病院基地局の使用が認められたことは、医療と消防が協働して救命活動を行うことを意図したものと解釈しており、この目的のために関係する基地局間の通信を認めていただきたい。	D	－	病院内基地局によらずとも、病院内に消防用陸上移動局を配置することで、関係する消防本部との間での通信が可能となります。この際には、各消防本部全てに新たな経済的負担が通常に課されることはありません。	右提案者からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	ドクターカーの出場現場は、多治見市外地域に及びます。複数の消防本部が関係する事案も少いのが現状です。 さて、総務省の提案に対する回答ですが、消防用陸上移動局では出力が弱く、固定アンテナが設置できないため、通信範囲が市内に限定され、市外周辺の消防本部とは通信できません。 ドクターカー事業の現場に向かう消防隊・救急隊の編成や医療体制の構築については関係する各消防本部が行いますが、そのために必要な情報を病院から各消防本部へ提供するための通信手段として基地局間通信を希望します。 これにより、関係する消防本部へ確実に情報を伝達でき、現場のドクターカーや消防隊等も含め、同時に情報を共有することができます。	D	－	当該の陸上移動局については、必要に応じてより高い送信出力とすることが可能です。 また、ご家望について、どのような無線局免許が最も適切であるかは、個別の事情により異なるものと考えられますので、詳細については管轄の総合通信局にご相談ください。	現在病院が使用する陸上移動局の出力は10W です。開発消防本部のほとんどの基地局も10W です。 仮に陸上移動局の送信出力を25W へ増力して、開発の基地局に信号が届いたとしても、基地局からの信号は受信できず、通信が成立しなくなるものと危惧します。また高出力無線機の病院内使用による医療機器へ悪影響が懸念されます。 当院が提案する基地局間通信とは、病院と消防本部間だけで安心、病院を舎めドクターカー業務に関わる全ての消防本部同士も互いに通信できるものです。 これにより、業務に関する医療と消防の全ての組織・現場活動員が情報を同時に共有でき、患者救命という一点の目的のため、極めて機動的な対応が取れるのです。		D	－	危惧される点については、無線機のアンテナを工夫する等により解消できるものと考えますが、既定されている内容を訂正し再じ上げますようで、管轄の総合通信局にご相談くださいますようお願いいたします。 なお、提案者の過去の特区提案にあるように、そもそも本件の無線機については、ドクターカーや現場の救急隊員等(移動局)と通信を行うものとして申請がなされていたことから、基地局として技術要件を行い免許したものです。今回の提案にあるような他の消防本部の基地局との通信を行うことについては、当初の申請上触れられていなかったことからこれまで所要の審査を行っておりますので、必要に応じて改めて免許申請手続をいただきますようお願いいたします。		1059000	地方独立行政法人岐阜県立多治見病院	岐阜県	総務省
0420180	コンテナ利用による「環境配慮型クラウドデータセンター」実現に向けた評価指標の確立				情報通信産業をはじめとした国内産業の国際競争力強化と世界水準の環境性能の実現化を商旨に、コンテナ利用による世界最高レベルの機能・利便性・エネルギー効率を備える「環境配慮型クラウドデータセンター」実現に向け、評価指標の確立を求める。	当該プロジェクトでは、気候面でデータセンター設置に適し、道内外とのブロードバンド環境や一般型(ビル型)データセンターの運用実績を有するなど、プロジェクトに必要なノウハウや経験値を持ち、人材及びネットワーク基盤等の基礎環境を有する岩見沢市において、日本産業の国際競争力強化を主題にコンテナを利用した「環境配慮型クラウドデータセンター」を計画している。 【プロジェクト内容】 ○データセンターに係る環境評価基準の明確化 ・環境配慮型データセンターとしての評価基準の明確化 データセンターの環境評価は、対象範囲(建物、設備、構成機器等)や手法(機能、ライフサイクル等々)、タイミング(最大負荷値、通年平均)など評価条件が統一されず、環境優位性比較が困難であり、電力効率(DPPE)など共通評価指標策定に関する措置を願いたい。	－	－	総務省は、電気通信事業者団体等5団体によって構成される「ICT分野におけるエコロジーガイドライン協議会」の取組を支援しています。同協議会が策定した「ICT分野におけるエコロジーガイドライン」では、データセンターの省エネルギーに関するデータ(測定条件等を明確にしたPUE等)を測定し、公表を進めることとしています。 現在、経済産業省においてデータセンターの新たなエネルギー効率指標について検討されているものと承知しており、その結果を踏まえ、必要に応じてガイドラインの見直しを図りながら対応を行ってまいります。		－	－										コンテナ利用による「環境配慮型クラウドデータセンター」プロジェクト		岩見沢市、(株)はまなすインフォメーション、(株)トリエス、(株)オウウル、ネットワンシステムズ(株)、新日鉄ソリューションズ(株)、日本電気(株)、(株)アクセンチュア、(株)新建社、(社)北海道地域総合研究所、NPOはまなす活性化推進機構	北海道	総務省 経済産業省
0420190	コンテナ利用による「環境配慮型クラウドデータセンター」実現に向けた官民協働など利用促進措置	「情報システムに係る政府調達の基本指針」（平成19年3月1日　各府省情報化統括責任者連絡会議決定）	「情報システムに係る政府調達の基本指針」は、各府省における情報システム調達について統一的なルールを定め、調達における透明性や競争性の確保を図るものである。		情報通信産業をはじめとした国内産業の国際競争力強化と世界水準の環境性能の実現化を商旨に、コンテナ利用による世界最高レベルの機能・利便性・エネルギー効率を備える「環境配慮型クラウドデータセンター」実現に向け、官民協働など利用促進に向けた措置を求める。	当該プロジェクトでは、気候面でデータセンター設置に適し、道内外とのブロードバンド環境や一般型(ビル型)データセンターの運用実績を有するなど、プロジェクトに必要なノウハウや経験値を持ち、人材及びネットワーク基盤等の基礎環境を有する岩見沢市において、日本産業の国際競争力強化を主題にコンテナを利用した「環境配慮型クラウドデータセンター」を計画している。 【プロジェクト内容】 ○データセンターの利用促進に向けた取り組み ・官民協働利用などと利用促進に向けた取り組み 「情報システムに係る政府調達の基本方針(政府調達ガイドライン)」等において、データセンター(ハード)とシステム(ソフト)の分離分割調達に関しデータセンター利用等が不明確であり、また、一括調達が多いことからデータセンターに関する環境配慮が困難な状況にあるこのため、データセンター利用に配慮した分割調達の推進や環境評価基準に基づくデータセンター利用等を促進するため、統一的なガイドラインの策定を求める。 また、官民協働利用促進のため、行政(土木・建築等)、医療、教育等公益性の高いサービスに関するシステムの標準化を求める。	C	－	「情報システムに係る政府調達の基本指針」(平成19年3月1日各府省情報化統括責任者連絡会議決定)は、各府省における情報システム調達について統一的なルールを定め、調達における透明性や競争性の確保を図るもの、一方、本要望は、国内産業の国際競争力強化等の為、自治体が策定する施策に関するものであり、同指針の策定目的と合致するものではない。 なお、データセンター利用促進に関しては、環境評価基準等の必要な環境を整備していく予定。		C	－										コンテナ利用による「環境配慮型クラウドデータセンター」プロジェクト		岩見沢市、(株)はまなすインフォメーション、(株)トリエス、(株)オウウル、ネットワンシステムズ(株)、新日鉄ソリューションズ(株)、日本電気(株)、(株)アクセンチュア、(株)新建社、(社)北海道地域総合研究所、NPOはまなす活性化推進機構	北海道	総務省 経済産業省

管理コード	要望事項（事項名）	該当法令等	制度の現状	拡充提案・関連提案に係る規制の特例措置の番号・名称	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	「措置の分類」の再見直し	「措置の内容」の再見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	プロジェクト名	提案団体・事業者等名	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係府省庁
0420200	救急救命士による問接声門視認型硬性喉頭鏡（AWS）の使用	救急救命士法第44条 救急救命士法施行規則第21条	救急救命士による問接声門視認型硬性喉頭鏡（AWS）の使用の是非については、制度を所管する厚労省において判断されるもの。		21世紀に入り、エアウェイスコープ®（以下AWSと略す：HOYA：旧PENTAX社製）や、エアトラック®（プリズム式：スペイン製）等の新しい気管挿管用具（間接声門視認型硬性喉頭鏡）が開発され臨床使用されている。日本麻酔科学会・臨床麻酔学会・日本救急医学会・蘇生学会などの関係学会ではここ数年、これらが、研修医や救急救命士などの実習結果にて、従来型の直視するマッキントッシュ型喉頭鏡と比べ短期間で習熟できや成功率が高い（失敗例が少ない）という報告が多数なされてきている。しかし、現在の救急救命士法の「マッキントッシュ型喉頭鏡を使用した、直視下で咽頭に声門が確認できる症例に限る」という文脈を素直に解釈すると、間接視野で使用するAWSは救急救命士には許可されない事となる。複数の地域で、大学病院・救命救急センターなどとの連携を図り、十分な病院実習を救急救命士に行うと共に、画像伝送装置を救急車などに導入し、気管挿管を医師が後方支援する体制を整え処置の安全性を担保したとて、特区対応で許可をいただき、救急現場で救急救命士が間接声門視認型硬性喉頭鏡を使用することの是非を検討するためのエビデンス集積をする。	—	—	救急救命士による間接声門視認型硬性喉頭鏡（AWS）の使用の是非については、救急救命士法を所管する厚生労働省において判断されるものであるが、現行法においてもメディカルコントロール体制の整備を行った上で実施することは可能であると認識している。 なお、平成22年度に、救急救命士によるAWSを用いた気管挿管についての医学的安全性、有効性等に関する検証事業を行い、当該検証事業の結果を踏まえ、AWSの使用が認められる具体的実施体制について検討を行う予定である。	右提案者からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	救急救命士の中には救急医療機関に所属し、病院所有の救急自動車で患者搬送に従事するケースもあります。搬送時の患者状態急変により、救急車内で処置が必要になる場合も十分考えられ、医師の同乗がない場合など、勤務伝法などで、当該施設のMC医師のサポートの下、安全に気管挿管ができる体制が得られる場合には、地域MCのプロトコールによるのではなく、当該医療機関の医師の具体的な指示のもとでのチューブ誘導機能を有する間接声門視認型喉頭鏡の使用が現行法下でも可能との解釈でよろしいでしょうか？	—	—	本件については、厚生労働省において回答されるものである。			—	—			1064500100	日本遠隔医療学会救急医療分科会、個人	北海道、東京都、長野県、岐阜県、兵庫県、岡山県、愛媛県、大分県	総務省 厚生労働省